

議案第1号－1 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年3月18日規則第11号）の一部改正について

改正前	改正後
<p>(計画収集)</p> <p>第2条 条例第10条第1項に規定する市が収集、運搬及び処分を行う家庭ごみの地区ごとの収集日及び容器の搬出場所等は、市長が別に定める。</p>	<p>(計画収集)</p> <p>第2条 条例第10条第1項に規定する市が収集、運搬及び処分を行う家庭ごみの地区ごとの収集日及び容器の搬出場所等は、富良野市一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）で定める。</p>
<p>(ごみの分別区分及び排出方法等)</p> <p>第3条 条例第11条第1項に規定する家庭ごみ並びに条例第13条第1項に規定する事業所ごみの分別区分及び排出方法等は、市長が別に定める。</p>	<p>(ごみの分別区分及び排出方法等)</p> <p>第3条 条例第11条に規定する家庭ごみ並びに条例第13条第1項に規定する事業所ごみの分別区分及び排出方法等は、一般廃棄物処理実施計画で定める。</p>
<p>(廃棄物処理業等の許可申請)</p> <p>第5条 条例第16条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記第1号様式）又は一般廃棄物処分業許可申請書（別記第2号様式）若しくは浄化槽清掃業許可申請書（別記第3号様式）により、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(廃棄物処理業等の許可申請)</p> <p>第5条 条例第15条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記第1号様式）又は一般廃棄物処分業許可申請書（別記第2号様式）若しくは浄化槽清掃業許可申請書（別記第3号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>別記第1号様式から第3号様式までの様式文中条例第16条を第15条に変更する。</p>
<p>(許可書の交付)</p> <p>第6条 市長は、前条の許可申請に基づき内容を審査し、許可すべきものと決定したときは、当該許可申請者に対し一般廃棄物収集運搬業許可書（別記第4号様式）又は一般廃棄物処分業許可書（別記第5号様式）若しくは浄化槽清掃業許可書（別記第6号様式）により、許可書を交付するものとする。</p>	<p>(許可書の交付)</p> <p>第6条 市長は、前条の許可申請に基づき内容を審査し、許可すべきものと決定したときは、当該許可申請者に対し一般廃棄物収集運搬業許可書（別記第4号様式）又は一般廃棄物処分業許可書（別記第5号様式）若しくは浄化槽清掃業許可書（別記第6号様式）により、許可書を交付するものとする。</p> <p>別記第4号様式から第6号様式までの様式文中条例第16条を第15条に変更する。</p>
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第9条 条例第12条及び第14条に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市が収集、運搬及び処分する場合又は排出者が市のごみ処理施設に直接搬入する場合は、ごみ処理券（別記第11号様式）の交付枚数に応じて徴収する。</p> <p>(2) 市長が特に認めた場合は、前号の規定にかかわらず、納入通知書により徴収することができ</p>	<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第9条 条例第12条に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市が収集、運搬及び処分する場合又は排出者が市のごみ処理施設に直接搬入する場合は、ごみ処理券（別記第11号様式）の交付枚数に応じて徴収する。</p> <p>(2) 市長が特に認めた場合は、前号の規定にかかわらず、納入通知書により徴収する</p>

議案第1号－1 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年3月18日規則第11号）の一部改正について

る。

（手数料の減免）

第10条 条例第**15**条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（別記第12号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、申請書の提出を省略することができる。

ことができる。

（手数料の減免）

第10条 条例第**14**条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（別記第12号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、申請書の提出を省略することができる。